

十和田八幡平国立公園
生出野営場管理運営業務
要求水準書

令和7年1月
環境省東北地方環境事務所

本要求水準書は、環境省東北地方環境事務所（以下、「環境省」という）が十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営業務（以下、「本業務」という）を行う事業者（以下「事業者」という）を公募・選定するにあたり、本業務を遂行するうえで、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものであり、事業者は本要求水準を遵守することとする。

1. 基本方針

十和田八幡平国立公園（十和田八甲田地域）の生出野営場は十和田湖畔に位置し、十和田湖への導入部として、また湖畔探勝のための基地として、環境省が整備している。これまで、環境省及び一般財団法人自然公園財団（以下「財団」という）との間で締結された委託契約に基づき、財団が管理運営を行ってきたところであるが、平成 28 年より国立公園満喫プロジェクトが開始し、インバウンドを含めた観光利用の促進が課題となるなど、生出野営場に求められる役割が変化してきている。また、民間による資金やノウハウを国立公園管理に活用し、より充実したサービスを利用者に提供していくことが求められている。

このため、官民連携によりこうした新たな課題に取り組みながら生出野営場の管理運営を担う事業者を新たに公募により選定する。事業者には、こうした趣旨を理解し、インバウンドをはじめとする利用者へのサービス向上に積極的に取り組むことが期待される。また、国立公園の利用促進により拡大した収益の一部を施設の維持管理や自然環境保全に還元する仕組みを構築することで、公園管理の充実につなげていくことが期待される。

2. 施設の概要

- (1) 名称 生出野営場
- (2) 所在地 秋田県鹿角郡小坂町
- (3) 敷地面積 約 46,000 m² ※別添図参照
- (4) 業務対象施設 ※別添図参照

テントサイト	・ 区画サイト（約 25～40 m ² ×44 区画） ・ オートサイト（駐車帯含め約 100～130 m ² ×14 区画）
センターハウス （管理棟）	・ 木造 2 階建て、435 m ²
トイレ棟（3 棟）	・ 木造平屋、31～34 m ²
炊事棟（3 棟）	・ 木造平屋、39～44 m ²
駐車場（3 箇所）	湖側 26 台、管理棟前 31 台、炊事棟前 11 台 合計約 1543 m ²
その他附帯施設	・ 井戸ポンプ等給水施設、野外炉、卓ベンチ、照明灯、標識等

3. 業務期間

本業務開始は令和7年4月以降とし、期間は委託契約を締結してから5年間とする（令和12年3月末まで）。条件等に違反した等の特段の事情が無ければ、契約期間終了の3か月前までに事業者の申し出によって、上限を5年として、管理事業について契約期間の更新を行うことができるものとする。

なお、契約期間中に不可抗力（台風、地震、噴火等の災害による被害など）により管理事業の継続が困難となる場合については、環境省と事業者の協議により対応を検討する。

4. 法令遵守

本施設は自然公園法に基づく国立公園事業施設として整備された施設であり、施設の管理運営等に当たっては、自然公園法を遵守しなければならない。また、地域の実情に応じて自然環境の保全や適正な公園利用の推進を図るために作成された「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域管理計画書」に基づいて管理運営を行う。

その他の法令については事業者の責任において確認し、遵守した上で業務を行う。

十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域管理計画書（抜粋）

事業の種類	地区	取扱方針
6 野営場	宇樽部 生出 滝の沢	ア 基本方針 (ア) 林間に車が乗り入れられるキャンプ場として位置付け、既存施設の改良整備を図る。 (イ) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。 (ウ) 駐車場については、最小限とし、自然に生育する立木は極力避けた位置に設ける。 イ 附帯施設の取扱い (ア) キャンプ場敷地の建築物標識等の施設は、デザインの統一を図る。 (イ) 附帯建築物は、最高部の高さを10m以下とする。高さ以外については次のとおりとする。 ① デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。 ② 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。 ③ 外壁は、可能な限り板張り等の自然素材による化粧を施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。 ④ 生出集団施設地区については、建築物は国道敷からの壁面線の後退距離は20m以上とする。ただし、既存施設が上記の後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。 ウ 管理運営方法

		ゴミの散乱防止、敷地外での無秩序な野営の禁止などを行って適正な利用を促す。
--	--	---------------------------------------

5. 業務内容

(1) 施設の供用期間

施設の供用期間は、原則として積雪期を除いた4月下旬から11月初旬までの期間とする。ただし、管理運営上の事情により休場する場合や定休日を設定する場合には、事前に環境省と協議した上で、ウェブサイト及び看板等により告知すること。また、事業者の負担において凍結対策等の必要な措置を講じた場合は、供用期間を延長することができる。

(2) 利用者への対応

事業者は、利用者に対して以下の項目について対応する。対応にあたっては、親切丁寧な対応を心がけ、常にサービスの向上に努めること。

- ・施設利用料金の徴収
- ・施設の利用方法及びクマ対策など利用ルール・マナーの説明
- ・利用予約の受付及び調整
- ・不適切な施設利用者への指導
- ・十和田八幡平国立公園及び周辺観光施設の利用案内
- ・Webサイト等による施設の効果的な広報
- ・年少者、高齢者、障害者等のサポート
- ・窓口対応、各種問い合わせへの対応
- ・要望、苦情、トラブル、緊急時等への対応

(3) 施設等の維持管理

野営場供用期間中、野営場の各施設について、以下の維持管理業務を行い、施設の機能と清潔の保持に努めること。必要に応じて一部を専門業者に再委託することは差し支えない。

① 凍結防止のための作業

水道の凍結が想定される際には水抜き作業を行うこと。

② 日常点検及び修繕

業務対象施設について随時点検を行うとともに、井戸水を使用していることを踏まえ必要な水質検査を行う。各施設に不具合等が見られた場合は、必要に応じて施設の機能を維持するための簡易な修繕を行う。施設の機能を向上又は変更するような

大規模な改修等については環境省の負担とする。簡易な修繕と大規模な改修の区分が難しい場合には、環境省と事業者で協議の上、負担元を決定する。

③ 刈り払い

定期的に刈払機により刈り払いを行う（原則として月1回以上）。実施にあたっては芝の生育状況を考慮するとともに、施設利用者の安全確保や周辺の流木の損傷防止等に留意する。また、クマの出没抑止のため、必要に応じて野営場外縁部の藪の刈り払いを行う。

④ 樹木の点検

利用者の安全確保や施設の保護等のため撤去を要する枯れ枝や倒木等を確認した場合、環境省担当官に報告する。その際、機械や特殊な技術を要さない軽微な作業については、環境省担当官の指示のもと事業者がその処理を行うこと。

なお、台風や暴風雪等の悪天候発生後は、職員の安全を確保しつつ速やかに倒木、落枝等の有無を確認し、環境省担当官に報告する。

⑤ 廃棄物の回収及び廃棄

利用者が施設の利用に伴って排出した廃棄物は原則として利用者が持ち帰ることとしているが、1日1回以上、敷地内を巡視し、ゴミが落ちていた場合には回収し適切に分別した上で、関係法令を遵守して廃棄する。

⑥ トイレ清掃

以下の作業を1日1回行う。また、特に利用者が集中する時期など必要な場合には午前・午後に分けるなどして1日2回以上行う。

- ・床面の除塵及び水拭きを行うこと。
- ・衛生陶器類は、中性洗剤を用いて清掃すること。ただし、中性洗剤で除去できない汚れについては、酸性洗剤や研磨剤等を用いて清掃すること。
- ・洗面台、鏡、扉、間仕切り、壁面等を水拭きすること。ただし、著しい汚れがある場合には、洗剤を用いて汚れを除去すること。
- ・水栓等の水回りの金具を乾拭きすること。
- ・ゴミ入れ及び汚物入れの内容物を回収し、関係法令を遵守して廃棄すること。また、容器の洗浄も行うこと。
- ・消耗品（トイレットペーパー、芳香剤等）の補充または交換を行うこと。
- ・排水不良が生じた場合は、吸引器具等を用いて、詰まりの原因を除去すること。

⑦ 備品の管理

環境省から備品の提供がある場合は、適切にメンテナンスし、通常の使用に支障の

ない状態を維持すること。備品の使用及びメンテナンスにかかる費用（消耗品の購入含む）については事業者の負担とする。

⑧施設運営に係る光熱水費等の支払い

対象施設の管理運営に必要な電気、下水道、電話、燃料等の各種料金を支払う。

(参考) 令和6年度の実績 (単位:円)

	電気料金	下水道料金	電話料金(※)
令和6年4月	15770	0	6712
5月	41690	4466	6712
6月	49107	3938	6810
7月	48957	1958	6845
8月	52419	2079	6792
9月	50275	5170	7024
10月	50049	1716	7131
11月	48740	4290	7087

※センターハウス Wifi 通信費を含む

6. 費用負担及び料金設定等

(1) 基本的な考え方

上記5. で定める業務にかかる一切の費用負担は、特に定めがない限り事業者が行うものとし、利用者から徴収する利用料金等をもって充てるものとする。料金については、事業者が環境省と協議して設定するものとする。

なお、令和6年度までの利用料金は以下のとおりであり、これよりも引き上げる場合には、利用者に対するサービスの向上、十和田八幡平国立公園の自然環境保全への貢献、利用者負担による国費の削減等、国民に対する適切な説明理由が必要である。

<現在の利用料金>

区分	内容	料金
オートサイト(乗車人員内)	1区画・1泊2日	3000円
一般サイト	1人(小学生以上)	300円
テント・ターフ持ち込み	1張・1泊2日	200円
二輪車駐車	1台・1泊2日	200円
普通車駐車	1台・1泊2日	800円
マイクロバス駐車	1台・1泊2日	1600円

大型バス駐車	1台・1泊2日	3200円
--------	---------	-------

(2) 管理運営業務と収益事業

上記5. で定める業務は、環境省として野営場を供用するために通常必要な管理の範囲の業務（以下、「管理運営業務」という。）であり、国有財産使用に係る許可の取得又は使用料の支払いは要しない。管理事業の範囲を超える事業（以下、「収益事業」という。）を行おうとする場合は、野営場の管理運営と一体的に提供することで利用者へのサービス向上につながるものに行うことができる。

収益事業を行う場合は、別途、国有財産使用許可を受ける必要がある。その場合、収益事業のために占有する場所の面積に応じて国有財産使用料の支払いが必要となる。

なお、管理運営業務と収益事業の例は下表のとおりであるが、個々の具体的なサービス内容によって取扱いが変わりうるため、詳細は環境省と協議する。

<野営場における管理運営業務と収益事業の事例>

管理運営業務として利用料を徴収するもの	① サイト使用料 ② 施設使用料 ③ 管理料、清掃料 ④ ランドリー ⑤ 入浴、シャワー	・野営利用のための基本的（必須の）サービスとして提供するもの。
	⑥ 用具レンタル（野営や自然と触れあう活動等のために必要な基本的な機材等） ⑦ 消耗品販売（食材、燃料等） ⑧ 軽飲食（提供に当たり調理を伴わないもの、非常食等）	・野営利用のために必要なサービスとして提供するもの。
収益事業と扱うもの	⑨ 用品、用具、食材（嗜好品や高性能であるなど付加価値のあるもの）の販売・レンタル ⑩ 自販機 ⑪ イベント、アクティビティー（参加費、用具レンタル費等）	・民間の創意工夫を發揮し、野営場の魅力の向上や個性化、多様化を図る上で必要なサービスとして事業者が提供するもの。
	⑫ 軽飲食（提供に当たり調理を伴うもの） ⑬ 本格的飲食 ⑭ 酒類販売・提供	・民間の創意工夫を發揮し、野営場の魅力の向上や個性化、多様化をさらに進めるためのサービスとして事業者が提供するもの。

(3) 利用料等の取り扱い

管理運営業務と収益事業は別々に経理を行い、年度ごとに環境省への報告を行うものとする。収益事業の利益を管理運営業務の経費に充てることは可能だが、管理運営業務で徴した利用料を収益事業の赤字補填等に充てることはできないものとする。

管理運営業務は、国が自らの業務である施設の管理運営を事業者は無償で委託しているものであり、事業者の資金確保に必要な一定の営業行為は認めつつ、過度な利益を上げることが抑制する必要がある。このため、管理運営業務で徴した利用料から、管理運営業務のためにかかった費用合計を引いた額は余剰金として次年度に繰り越すか、野営場内のサービス向上又はその他の十和田八幡平国立公園の施設の維持管理等に還元するものとする。

収益事業の利益については基準はないが、可能な範囲で野営場のサービス向上や十和田八幡平国立公園の自然環境保全等に還元することが望ましい。

(4) 事業者による施設整備及び備品購入の扱い

野営場のサービス向上のために事業者が自ら施設整備又は備品の購入を行うことは差し支えない。ただし、事業者が整備した施設は業務期間中に撤去し、原状回復を行うことを原則とする。なお、事業者が購入した備品は事業者の所有物となるため、事業期間終了後の取り扱いについては事業者にて判断するものとする。

7. 責任分担

本業務を実施するにあたり、環境省と事業者の責任分担を下表のとおりとする。ただし、下表に定める事項に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、環境省と事業者の間で十分に協議し決定する。

環境省と事業者の責任分担一覧

項目	内容	環境省	事業者
野営場施設の運営及び維持管理	本要求水準書等に記載された本業務の対象となる施設の運営及び維持管理		○
	上記以外の施設の維持管理	○	
苦情・要望対応	本業務の内容に対する野営場利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の対応	○	
事故・災害時対応	本要求水準書等に記載された本業務内容による対応		○

	上記以外の対応	○	
物品の管理	環境省より供与された備品及び備品の使用にあたって必要になる消耗品等の管理		○
	事業者による不適切な管理等、事業者の責めに帰すべき事由による備品の損傷、故障への対応		●
施設の修繕	施設の継続的な使用による消耗や劣化等に対し、利用上支障がない程度に行う修繕等		○
	事業者による不適切な管理等、事業者の責めに帰すべき事由による場合の施設の修繕等		●
	施設の機能を整備時の状態まで回復させるもしくは施設の機能を向上又は変更するために行う改修工事等	○	
	大規模な自然災害等の不可抗力により野営場施設に著しい損害を受けた場合に、野営場を一時閉鎖するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	
施設利用者への損害に関する対応	事業者の責めに帰すべき事由により、施設利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営、樹木・施設管理、指導による利用者の怪我等）の対応		●
	上記以外の対応	○	

※●の項目については、利用料金を充当することはできない。

8. 実施体制

事業者は、現場での業務全体を統括する現場責任者及び野営場施設の安全管理、衛生管理の知識及び実務経験を有するなど業務を実施するために必要な能力を有する職員を配置し、施設の管理運営に支障がないようにするとともに、利用者の要望に応じた対応をとること。現地責任者は原則として十和田市内又は小坂町内に在住させ、緊急時等に現場に急行することができ、かつ、環境省担当官や地域関係者との密なコミュニケーションが取れるようにすること。

事業者は、当該業務内容を精査した上で、本業務開始までに、必要な職員を確保し、適切な人員配置を行うものとする。また、職員の資質を高め、施設の管理運営に必要な知識と技術を習得させるため、研修等の実施に努めること。

職員の労務管理、安全衛生管理等については、関係法令を遵守し、適切に行うこと。

9. 事故・災害時対応

自然災害、事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに適切な応急措置を講じるとともに、環境省及び関係機関に報告すること。

台風・地震・大雨等の各種警報が発令され、利用者の安全に問題が生じることが予想される場合には、速やかに環境省と協議の上、施設利用の中止、又は、臨時休業の措置をとること。

10. 業務報告

事業者は、年度毎に本業務報告書を作成し、翌年度4月末日までに環境省に提出するものとする。報告書には管理運営業務と収益事業を区別した決算報告を含めること。また、報告書の提出とあわせて翌年度の業務計画書及び予算書を提出するものとする。

施設の利用者数については、可能な限り利用者の属性（年齢、性別、居住地、国籍等）を把握した上で、毎月1回環境省十和田八幡平国立公園管理事務所に報告するものとする。

その他、環境省から本業務に関する調査又は報告を求められたときは、速やかに調査し、又は報告するものとする。

11. 環境配慮

管理運営業務及び収益事業においては、ペットボトル（100%リサイクルペットボトルは除く）及びプラスチック製買物袋の販売や配布を行わないよう努めること。

添付資料

管理運営業務実施区域図面

施設写真